

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	法人番号	予定価格 （税込・円）	契約金額 （税込・円）	落札率	再就職の 役員の数 （人）	備考
外務本省改修（２５）設計その２業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年４月２９日～令和８年３月２日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年4月28日	株式会社山田守建築事務所 東京都千代田区岩本町三丁目２番１号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 外務本省改修（Ｒ６）建築その他工事の設計は、簡易公募型プロポーザル方式で特定した株式会社山田守建築事務所（以下「設計者」という）と随意契約し、同社が設計したものである。 本業務は、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達することを目的とするものである。 このため、本業務の実施に当たっては、設計者以外に知り得ない情報である設計意図を工事受注者に正確に伝達する必要がある、これができるのは、当該設計を実施した左記業者に限られる。 以上の理由により、左記業者と随意契約するものである。	1010001091937	3,542,000	3,520,000	99.38%		
令和７年度官庁営繕事業における設計ＢＩＭデータに関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月２９日～令和８年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月28日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目２４番８号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、官庁営繕事業における設計ＢＩＭデータの入力情報、ＢＩＭソフトウェアの設定等について検討し、設計ＢＩＭデータに関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに資格及び技術力に優れていると認められた。 したがって、左記業者と契約するものである。	4010005018719	32,967,000	32,648,000	99.03%		
令和７年度デジタル社会に向けた公共建築工事標準仕様書のあり方に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３０日～令和８年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月29日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川一丁目２４番８号東熱新川ビル内	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、官庁営繕事業の設計及び工事に関する情報のデジタル化及びデータ連携の促進に向け、公共建築工事標準仕様書のデジタル版のあり方に関する技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	6010005018493	38,918,000	38,830,000	99.77%		
令和７年度建築保全業務の基準類に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３０日～令和８年３月１３日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月29日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目２４番８号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、建築保全業務積算基準の改定にあたり諸経費に関する実態調査に向けた情報収集、必要な情報収集、調査方法の検討を行う。また、木造建築物の維持管理に関する実態調査結果を踏まえた基準類や技術支援資料の見直しを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	4010005018719	28,248,000	28,160,000	99.69%		
令和７年度公共建築工事等における歩掛りに関する実態調査及び解析資料作成業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年７月３１日～令和９年９月３０日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年7月30日	一般財団法人経済調査会 東京都港区新橋六丁目１７番１５号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、現場実態を踏まえた適正な予定価格の設定に向け、公共建築工事等の現場における材料、労務、機械器具等（以下、「材料等」という。）の単位施工量当たり又は日当たりの材料数量、労務工数、機械運転時間等の所要量（以下、「歩掛り」という。）について、実態把握のための調査を行い、歩掛り作成に係る技術資料をとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	1010005002667	43,813,000	43,450,000	99.17%		

令和7年度官庁施設におけるライフサイクルカーボン削減に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月5日～令和8年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月4日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、建築物のライフサイクル全体を通じたCO2排出量（以下「ライフサイクルカーボン」という。）の削減に資することを目的として、建築物ホールライフカーボン算定ツール（J-CAT）を用いた官庁施設のライフサイクルカーボン評価の実施、営繕事業のライフサイクルカーボン削減に向けた課題の整理を行い、技術資料としてとりまとめるものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議下結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに資格に優れていると認められた。 したがって、左記業者と契約するものである。	9010001006111	18,799,000	18,700,000	99.47%		
令和7年度官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月5日～令和8年3月19日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月4日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、近年のサイバー攻撃技術の高度化やビルシステムのネットワークへの接続等の利便性向上を踏まえ、官庁施設におけるサイバーセキュリティの確保を目的として、建築設備の制御システムを主眼に、官庁施設の企画から廃棄にいたるライフサイクルを考慮したガイドライン（案）の作成を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	9010001006111	27,082,000	26,180,000	96.67%		
令和7年度官庁施設の木造化のためのディテールに関する基礎資料作成業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月8日～令和8年3月13日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月7日	株式会社アルセッド建築研究所 東京都渋谷区渋谷一丁目20番1号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木造官庁施設における設計の効率化と適切な整備水準の確保を図るために、木造官庁施設の実施設計における詳細図作成にあたって参考に資する、木造官庁施設に適用可能なディテールについての体系的な資料を作成することを行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、左記業者と契約するものである。	1011001001679	28,149,000	27,830,000	98.87%		
中央合同庁舎第3号館（25）改修実施図面作成等業務 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年8月20日～令和8年2月27日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年8月19日	株式会社松田平田設計 東京都港区元赤坂一丁目5番17号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、中央合同庁舎第3号館の外壁改修設計（以下「前設計」という。）の施工条件の変更に伴う改修工法の見直しを目的とした修正設計業務である。 前設計は、標準型プロポーザル方式で設計者として特定された株式会社松田平田設計が、既存免震建物に対する改修工法の緻密な重量検討を行い実施したもので、本業務を行うに必要な唯一無二の設計意図に基づく設計である。 本業務の実施に当たっては、免震建物であることから改修後の重量増や仮設計画に制約があり、修正設計を行うに際してはこれまでの設計意図を踏まえた最適な設計内容に見直しを行う必要があることから、これができるのは、当該設計を実施した上記業者に限られる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。	8010401028152	27,544,000	27,500,000	99.84%		
中央合同庁舎第3号館耐震改修（25）エレベーター設備工事 東京都千代田区霞が関2-1-2 令和7年9月12日～令和8年2月27日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年9月11日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本工事は、平成13年12月に三菱電機ビルテクノサービス株式会社（現三菱電機ビルソリューションズ株式会社）が施工した中央合同庁舎第3号館の乗用エレベーター（10号機）について、現行基準に適合させるためには、元施工者が独自に設計した機械室や昇降路内機材等の耐震補強及びエレベーターの運行制御に係わる制御盤の改修並びに元施工者が独自開発した制御プログラムやソフトの追加・改修を行う必要があり、既設エレベーター設備と密接不可の関係にある。本工事を元施工者以外に施工させた場合、エレベーター設備の機能安全性の確保並びに使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、元施工者以外では対応できない。 以上の理由により、元施工者である上記業者と随意契約をするものである。	5010001030412	23,837,000	23,540,000	98.75%		

九段議員宿舍（仮称）新営（２５）設計業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和７年１２月９日～令和９年１２月２０日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年12月8日	株式会社松田平田設計 東京都港区元赤坂一丁目５番１７号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、九段議員宿舍（仮称）の新築に係る設計を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため、公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、左記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに技術力に優れていると認められた。 したがって、左記業者と契約するものである。	8010401028152	263,120,000	262,680,000	99.83%		
警察総合庁舎（Ｒ７）構内整備工事 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年４月１日～令和１０年１月３１日 建築工事	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２ 契約担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和7年12月23日	飛鳥建設株式会社 東京都港区港南一丁目8番１５号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本工事は、警察総合庁舎新営事業の一環として、既存施設の取りこわし等を行うものである。 既存施設に入居していた官署は、取りこわし工事の円滑な実施に向け、現在、仮庁舎に分散していることから業務に支障をきたしている。また、警察総合庁舎新営事業は、災害発生時における災害応急対策活動の拠点施設として機能確保を図るもの等として事業化されることから緊急に実施する必要がある、本工事の早急かつ、着実な実施が必要である。 本工事の発注に先立ち、一般競争入札（施工体制確認型、技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）、総合評価落札方式）で入札公告を行ったが、不調となった。本入札の手続きについては、入札参加資格を最大限に緩和しており、かつ、ヒアリング等により実勢価格を把握するなど積算上最大限の対策をとった上で競争入札を行ったものであり、再度入札手続を行っても入札者の見込みがないと判断される。したがって、予算決算及び会計令第９９条の２及び第９９条の６により、受注意思のあった者と見積合わせを行い、予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った上記の者と随意契約するものである。	8010001008703	2,350,700,000	2,112,000,000	89.85%		
庁舎の必要面積に係る調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年３月３１日～令和８年１１月３０日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年3月30日	株式会社ブランテック 東京都千代田区紀尾井町３番６号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、一般的な庁舎に標準的に必要な室とその必要面積を算定する手法を検討するため、既存庁舎の面積等に関するデータの分析・整理、事務所等の面積等に関する実態調査、有識者へのヒアリング等を行い、新営一般庁舎面積算定基準の改定案を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4120001047116	44,616,000	44,361,900	99.43%		
官庁施設における民間収益事業の導入可能性等に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年４月１日～令和８年９月３０日 建築関係コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年3月31日	PwCアドバイザー合同会社 東京都千代田区大手町一丁目１番１号大手町パークビルディング	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、老朽化した官庁施設の整備にあたって、民間収益事業を活用したＰＦＩ手法の導入可能性や導入のための条件等を調査・検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに技術力に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	7010001067262	39,534,000	39,490,000	99.89%		